

議員提出議案第5号

太陽光発電設備のリサイクル推進及び適正な廃棄処理に関する意見書
上記の議案を提出する。

令和7年12月9日

墨田区議会議長

佐藤 篤 様

提出者	墨田区議会議員	坂井 ユカコ
	同	福田 はるみ
	同	井上 裕 幾
	同	とも 宣 子
	同	高橋 正 利
	同	あべ きみこ
	同	村本 ひろや

太陽光発電設備のリサイクル推進及び適正な廃棄処理に関する意見書

近年、再生可能エネルギーの導入拡大に伴い、全国各地で太陽光発電設備が急速に普及しています。特に固定価格買取制度（F I T）の導入以降、多くの設備が設置され、地域の脱炭素化やエネルギーの地産地消に寄与してきました。

しかしながら、制度開始から13年が経過し、太陽光発電設備が寿命を迎え、大量のリユース・リサイクル・廃棄の問題が顕在化しつつあります。不法投棄や不適切な処理への懸念も生じており、環境負荷の低減と資源循環の確保が急務です。

再生可能エネルギーの活用推進と循環型社会の実現は、持続可能な地域づくりの両輪であるとともに、太陽光発電設備のライフサイクル全体を見据えた政策支援が不可欠です。

よって、墨田区議会は、政府に対し、下記事項を実現するよう強く要望します。

記

- 1 廃棄される太陽光発電設備から有用な資源（シリコン、銀、ガラス等）を回収・再利用するため、国として研究開発支援及びリサイクル施設の整備促進を図ること。
- 2 廃棄時における発電事業者や施工業者の責任を明確化し、適切な処理ルートの確保、不法投棄防止策、処理業者の認定制度の充実を進めること。
- 3 地方自治体が廃棄物処理やリサイクル推進の現場で重要な役割を担うことから、必要な財政的支援・人員配置・技術的助言など、国による包括的な支援体制を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

令和7年12月 日

墨田区議会議長名

内閣総理大臣	} あて
経済産業大臣	
環境大臣	